

公共事業再評価調書

主管課： 読谷村

1 事業概要	事業名： 農村総合整備事業								
	事業種別： 生産基盤施設 他		事業主体： 読谷村、長浜川土地改良区			当初事業期間： H11～H20			
	事業箇所： 読谷地区		根拠法令： 農村総合整備事業実施要綱			事業期間： H11～H20			
	総事業費(百万円) 1,665		費用内訳： 補助 2.5/3 (国 2/3) (県 0.5/3)			事業量： 農業生産基盤 一式 生活環境基盤 一式 農村交流基盤 一式 特認 一式			
(整備目的)	本村は、地域の振興を図るため、長浜ダム建設による農業用水の確保をはじめとして、かんがい施設の整備、ほ場の整備等の農業生産基盤、農業集落道等の生活環境基盤の整備等を積極的に推進してきたところであります。しかし、村には生産基盤、生活環境基盤整備を要する箇所がまだ多く残っていることから、軍用地跡地も含めて整備し、地域の活性化を促進していく考えであります。								
2 再評価 該当項目	<input type="checkbox"/> ① 事業採択後10年間を経過 <input type="checkbox"/> ② 事業採択後5年間を経過して未着工 <input type="checkbox"/> ③ 再評価後一定期間(年)を経過 <input type="checkbox"/> ④ 事業の中止 <input checked="" type="checkbox"/> ⑤ その他(事業採択後5年間を経過)								
3 再評価に至った主な要因 (具体的理由)	<input type="checkbox"/> ① 用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ② 調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③ 事業の拡大 <input type="checkbox"/> ④ 予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤ 手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> ⑥ 他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦ 整備効果の問題 <input type="checkbox"/> ⑧ 当初計画が長期間 <input checked="" type="checkbox"/> ⑨ その他(事業採択後5年間を経過) 本地区は、平成11年度に事業採択され5年間を経過していることから再評価に至った。								
4 事業の 進捗状況 (H16.3時点)	項目	事業費(百万円)	農業生産基盤			環境基盤	交流基盤		特認
			排水施設(m)	農道整備(m)	農地保全(箇所)	農業集落道(m)	用地整備(m)	コミュニティ施設(箇所)	定住化促進施設(m)
	計画	1,665	960	4,800	2	2,320	2,000	1	8,185
	実施済	914	590	2,688	2	1,352	0	0	4,188
	率	55%	61%	56%	100%	58%	0%	0%	51%
5 事業効果の 評価指標 (検討年 年) (基準年H) (単位:百万円)	農業生産基盤の整備と農村生活環境基盤等の整備を一体的に推進していく総合整備事業の経済効果の算定については、平成13年度新規地区より採択要件としており、平成11年度採択の本地区では算定していない。								
6 事業を巡る 状況の変化	① 社会・経済： 平成14年に小菊の拠点産地、平成16年に甘しょの拠点産地として認定。SACO合意による平成12年度返還予定の瀬名波通信施設の返還が実施されていない。 ② 地元・自治体： 本村では、地元関係者を中心に農村総合整備事業推進委員会を設立するとともに、定住化促進整備事業予定地区の地元においては、瀬名波通信施設跡地利用推進委員会、浜屋むら構想推進委員会が組織され、それぞれ事業推進活動を展開している。 ③ 利害関係者： 定住化促進施設(宇座)は実施設計後の権利者調整となるが、地元推進委員会(地主会)とは合意済みである。								
7 事業の必要性・効率性	① 事業の必要性・緊急性・有効性など： 地域の振興を図るため、農業生産基盤とこれと関連する農村生活環境基盤を総合的に整備する必要がある。 ② 事業の効率性(代替案等の可能性やコスト削減)： 関連事業(県営畑総、浜屋むら構想)との一体的施工で効率的となる。 ③ 事業効果の発現状況： 排水施設と農地保全施設の整備により農地の保全が図られた。 農業集落道の整備により地域資源の活用と住民生活の利便性が図られた。								
8 今後の対応・見通し	① 事業計画等： 本事業の完了予定年度は平成20年度となっているが、農水省より時間管理の観点から平成18年度までに完了するように指導があり、それについての検討を行っている。 ② 対住民関係： 去る大戦に上陸地点となった本村は、終戦から約1年間立ち入り禁止区域になった。その後段階的に居住が許可されたが、復帰後30年余を経た現在でもなお10集落が元の集落に復帰できない状況である。瀬名波通信施設周辺でも、瀬名波、渡慶次の集落に混住状態があり、集落コミュニティの活動や次男、三男等の分家用地の確保等住民の期待は大きい。 ③ 執行体制等： 現体制で執行可能である。								
9 対応方針	<input checked="" type="checkbox"/> ① 事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ② 事業継続(見直し) <input type="checkbox"/> ③ 事業の中止								